

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成27年11月11日（平成27年（行情）諮問第661号）

答申日：平成28年7月4日（平成28年度（行情）答申第171号）

事件名：特定の都市計画道路に関わる事業許認可等についての文書等の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年7月30日付け国広情第123号により国土交通大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね次のとおりである。

##### （1）異議申立書

ア 国土交通省国土地理院関東地方測量部の資料では特定年Xの空中写真において道路整備されているのが分かる資料があること（写真添付略）

イ 道路延長3800m以上、道路幅員15mの道路が国土交通省の許認可なしで道路整備事業することはないこと

ウ 建設省は戦災復興対策協議会を設置したという文書があること（文書添付略）

よって国土交通大臣に異議申立てをする。

##### （2）意見書

国土交通省は、特定都市計画道路は特定地点Aから特定地点Bまで整備済とある。

その法的根拠は。

特定地点Bから特定地点Cは整備されていないとある。

しかし、特定年月日D道路区域決定番号E

特定年月日D道路供用開始番号F

区域決定と供用開始が同じ年月日である。

いつ道路整備ができたのか。

国土交通省が未整備区間と言っている区間も供用開始されている。

告示添付いたします（添付略）。

本件道路は、都市計画事業の認可なしで道路整備されたとあるが、法律の根拠がなくても行政行為ができるのか。

道路法76条の報告義務に違反していないのか。

(3) 追加意見書

国土交通省は、戦災復興対策協議の内容文書が廃棄されたものと推察されるとある。

閣議決定された文書が行政行為を行わないまま廃棄できるのか。

行政行為とは、閣議決定された文書を廃棄しますという手順（起案文書）

法律の根拠なく廃棄できるのか。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件異議申立てについて

(1) 本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めてなされたものである。

(2) これを受けて、処分庁は、本件対象文書については、保有していないことから不開示とする決定（原処分）を行った。

(3) 本件異議申立ては、原処分を取り消し、本件対象文書の開示を求めるものである。

2 異議申立人の主張について

異議申立書によれば、以下のとおりである。

(1) 国土交通省国土地理院関東地方測量部の資料では、特定年X空中写真において道路整備されているのが分かる写真があること

(2) 道路延長3800m以上道路幅員15mの道路が国土交通省の許認可なしで道路整備事業することはないこと（特定都市計画道路）

(3) 建設省は、戦災復興対策協議会を設置したという文書があることよって、国土交通大臣に異議申立てをする。

3 原処分に対する諮問庁の考え方について

異議申立人は、原処分を取り消し、本件対象文書の開示を求めていることから、それぞれについての不存在を理由とする不開示決定の妥当性について、以下のとおり検討する。

(1) 文書1

ア 特定都市計画道路（以下「本件道路」という。）は、起点を特定地点A、終点を特定地点Bとし、延長3810m、幅員を15mとするものである。

本件道路のうち、起点Aから特定地点Cまでの区間（以下「整備済区間」という。）は整備済みであり、特定地点Cから終点Bの区間（以下「未整備区間」という。）については、整備がなされないまま、現在に至っている。

イ 文書1は、本件道路に係る事業許認可等に関する文書の開示を求めていることから、請求の対象となる行政文書は、本件道路に係る都市計画事業の認可に関する文書と特定できる。

都市計画事業の施行に当たっては、都市計画法（昭和43年法律第100号）施行後は、同法に基づき、都道府県又は市町村が道路に関する都市計画を決定し、事業を施行する者が都道府県知事又は国土交通大臣の認可を受ける必要がある。（同法施行前においては、旧都市計画法（大正8年法律第36号）に基づき、都市計画及び都市計画事業は、主務大臣が決定し内閣の認可を受ける必要がある。）

また、都市計画決定された道路の全てが都市計画事業により整備されなければならないものではなく、既に事業に必要な土地を取得しているため、新たに土地を収用する必要がないもの等については、都市計画事業として整備を行わないこともあり得る。

本件道路の整備済区間については、都市計画事業の認可を受けずに、道路の整備がなされており、また、未整備区間については、都市計画事業の認可申請がなされていない。

以上のことから、本件道路に係る都市計画事業の認可に関する文書は存在しない。

ウ よって、文書1に対して行った不存在を理由とする不開示決定は妥当であると考えらる。

## （2）文書2

ア 文書2は、「建設省は戦災復興対策協議会を置いたその協議の内容（経緯）のわかる文書」を求めるものであることから、請求の対象となる行政文書は、戦災復興対策協議会の設置の経緯及び同協議会において協議された内容が分かる文書であると特定できる。

イ 戦災復興対策協議会は、昭和24年7月9日に第1回協議会が開催され、同年9月23日に建設大臣に答申を行っている。その答申を受けて、都市復興の完遂を期するための「戦災復興都市計画の推進について」が同年10月4日に閣議決定されている。

ウ 諮問庁において、国立公文書館に問い合わせたところ、上記閣議決定に関する文書が昭和57年において国立公文書館に移管されている事実が確認できた。

本件開示請求がなされた平成27年7月9日時点において、文書2の存在は確認できず、同文書が上記閣議決定に関連する内容であるこ

とを踏まえると、昭和57年頃と同閣議決定文書の国立公文書館への移管の時期において破棄されたものと推察される。

念のため、関係する課の執務室、倉庫、書庫の探索を行ったが、文書2に該当する文書は確認できなかった。

エ よって、文書2に対して行った不存在を理由とする不開示決定についても妥当と考える。

#### 4 結論

以上のことから、文書1及び文書2に対して、文書の不存在を理由に不開示とした原処分は妥当であると考えられる。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年11月11日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年12月3日 異議申立人から意見書を收受
- ④ 同月14日 異議申立人から追加意見書を收受
- ⑤ 平成28年6月14日 審議
- ⑥ 同月30日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、別紙に掲げる本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を保有しておらず、不存在であるとして不開示とする原処分を行っている。

これに対し異議申立人は、本件対象文書は存在するはずであるとして原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

##### (1) 文書1について

ア 異議申立人が開示を求める文書1は、起点Aから終点Bまでの本件道路に係る都市計画法の事業認可に関する文書であるところ、異議申立人は、道路延長3800m以上で道路幅員15m以上の本件道路について、主務大臣による都市計画事業の認可なしで道路整備されることはあり得ないので、文書1は存在するはずである旨主張している。

イ そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対して、本件道路に係る都市計画事業の認可手続の有無等について改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

(ア) 本件道路は、起点Aから終点Bまでの延長3810m、幅員15mとするものであるところ、うち起点Aから特定地点Cまでは整備済みであるが、残りの特定地点Cから終点Bまでの区間は未整備の

まま現在に至っている。

(イ) 都市計画決定された道路を実際に整備する際に、その全てについて都市計画事業の認可を受けて整備しなければならないものではなく、例えば、既に事業に必要な土地を取得しているため新たに土地を収用する必要がないもの等については、都市計画事業としての整備を行わないこともある。

(ウ) 諮問庁において、本件道路の道路管理者であり都市計画事業の事業主体である東京都に確認を行ったところ、本件道路の整備済区間については、主務大臣による都市計画事業の認可申請を行わずに道路が整備されており、また、未整備区間についても、主務大臣に対する都市計画事業の認可申請がなされていないことを確認した。

(エ) 以上のことから、本件道路に係る都市計画事業の認可に関する文書は保有していない。

ウ 本件道路については都市計画事業の認可は行われておらず、その結果、文書を保有していないとする諮問庁の説明に不自然・不合理な点はなく、これを覆すに足る事情も認められない。よって、国土交通省において文書1を保有しているとは認められない。

## (2) 文書2について

ア 異議申立人が開示を求める文書2は、戦災復興対策協議会の設置の経緯及び同協議会における協議内容が分かる文書であるところ、異議申立人は、異議申立書に「戦災復興年計画の再検討に関する基本方針」（昭和24年6月24日閣議決定）の写しを資料として添付し、当該閣議決定において「この方針に基づく事項を速やかに調査審議するため建設省に戦災復興対策協議会を置くものとする」との記載があるため、戦後あまり時間を置かずに当時の建設省において同協議会を設置したこと、そのこと自体は明らかであり、文書2は存在するはずである旨主張している。

イ そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対して、文書2の保有の有無等について改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

(ア) 本件開示請求時点において、文書2の存在は確認できなかった。

そこで、諮問庁において、審査会への諮問に当たって国立国会図書館に所蔵されている戦災復興誌の内容を確認したところ、戦災復興対策協議会は、昭和24年7月9日に第1回協議会が開催され、同年9月23日に当時の建設大臣に対して答申を行ったこと及び同答申を受けて都市復興の完遂を期するための「戦災復興都市計画の推進について」が同年10月4日に閣議決定されたことが確認できた。

(イ) このため、諮問庁において国立公文書館に照会したところ、上記閣議決定に関する文書が昭和57年に国立公文書館に移管されている事実が確認できた。

文書2は、戦災復興対策協議会の設置及び協議に関する文書であるから、上記閣議決定に関連する文書と認められるところ、同閣議決定文書が現用文書としての役割を終えて昭和57年に国立公文書館に移管されていることからすると、これに関連する文書2についても、遅くとも昭和57年には現用文書としての役割を終えたと考えられる。そして、現用文書として役割を終えたもののうち、歴史資料として保存の必要なものが国立公文書館に移管されることからすると、移管されなかった文書2については、当時の建設省文書管理規程（昭和41年建設省訓令第16号）49条により廃棄処分が付されたと推認できる。

念のため、関係する課の執務室、倉庫、書庫の探索を行ったが、文書2に該当する文書は確認できなかった。

ウ 上記諮問庁の説明に不自然・不合理な点はなく、これを覆すに足る事情も認められない。よって、国土交通省において文書2を保有しているとは認められない。

## 2 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、国土交通省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡，委員 椿 慎美，委員 山田 洋

## 別紙

### 本件対象文書

文書1 特定都市計画道路に関わる事業許認可等についての文書

文書2 建設省は戦災復興対策協議会を置いたその協議の内容（経緯）の  
わかる文書